

危機管理マニュアル

北九州看板娘が安全に業務を遂行できるよう、派遣時における危機に対する安全管理について、下記のとおり定める。

北九州看板娘に対する危機（危害）とは

派遣時のイベントにて、看板娘が身体的・精神的被害を受ける事、または被害を受ける恐れがあり業務を安全かつ円滑に遂行できないことをいう。

具体例：

- (1) イベント会場ブースにて観光PRを行っている際、危険物（刃物など）を持った不審者が近づいてきた。
- (2) 街頭にて観光宣伝物を配布している際に泥酔した人物が近寄ってきて、身体に触れたり誹謗中傷などのいやがらせ行為をしてきた。
- (3) イベント会場にてスカートの中を盗撮された。
- (4) イベント会場にて記念撮影時に、一般客からポーズを求められ断ったが、その後もしつこく接触をされた。
- (5) ストーカー規制法の規制の対象となる行為。

担当者の対応方法について

1. 業務時のアテンド

- ①不特定多数の一般客との接触があるイベント等でPRを行う場合は、担当者または派遣依頼者を1名以上配置し、想定される危険に対し予め適切な危機管理対策をとること。
- ②不審者が接触を図ってきた場合や危害を加えられる恐れがある場合は、直ちに看板娘の安全を確保すること。
- ③一般客等との接触によって、実際に危険が予知された、または発生した場合は、出演を中止する。
- ④看板娘が移動の際に制服を着用する場合、担当者または派遣依頼者が同伴すること。

2. 従事内容について

- ①看板娘の役割を明確にし、長時間の対応を避けること。
(拘束時間が長時間に及ぶ場合は、適宜、休憩を入れ、安全かつ効率よく業務を遂行できるよう気を配ること)
- ②派遣依頼者は事前に申請書と合わせ実施概要及び業務スケジュールを提出すること。

3. その他

①業務終了後、懇親会等へ出席する必要がある場合は、案件ごとに事務局にて判断する。

以上の適切な措置が取られていない場合は、振興会事務局は催事期間であったとしても看板娘の派遣を中止することができる。

4. 実際に危害を加えられた場合の対応について

実際に危害を加えられる恐れのある時、または実際に被害を受けた場合は、下記の通り対応する。

①状況把握・安全確保

- ・ イベント会場内に凶器を持った人間が侵入するなど、危害を加える恐れがある場合には、直ちに看板娘を待避させ、担当者は大声で危険を知らせる。
- ・ 危機の通報を受けた、または察知した担当者は、速やかに警察（110番）へ通報して出動を依頼し、振興会事務局まで連絡をする。
- ・ 看板娘を避難させた後は、警察官が到着するまで不審者には近づかないようにし、やむを得ず対応する場合は、傘や椅子などの身近なもので不審者の行動を抑止しながら複数で取り囲み、警察官の到着を待つ。

②被害状況の確認

看板娘が負傷した場合には、担当者は、負傷の部位・程度や周囲の状況等を把握し、直ちに救急車（119番）の出動を要請するとともに、応急手当を施す。

※但し、主催者が作成した、イベント実施計画書等で、緊急時の対応について定められている場合は、その計画書等で示された対応を優先する。